

令和3年11月30日

教職員の皆様へ

理事長

### 期末手当の支給月数の引き下げについて

国においては人事院、大阪府・大阪市においては人事委員会において、賞与にかかる民間との均衡を図るため、期末手当の年間の支給月数の引き下げが勧告され、国・大阪府・大阪市においては、勧告に基づき、期末手当の年間の支給月数を0.15月引き下げるものとされました。

国や地方公共団体、特に本法人の設立団体である大阪府・大阪市における期末手当の支給月数の改定状況や新型コロナウイルスの影響による民間企業の給与の厳しい状況を鑑みると、税金を元とする運営費交付金が人件費の主な財源となっている本法人において大阪府・大阪市と同様の期末手当の引き下げを行わない場合、大阪府・大阪市や一般府民・市民への説明責任を果たせず、今後の運営費交付金の交付にも影響を及ぼす恐れがあることから、本法人においても、大阪府・大阪市に準じて、別紙のとおり12月期より期末手当の年間の支給月数を0.15月引き下げることにいたしました。

教職員の皆様には、長期にわたる新型コロナウイルスへの対応や新大学開学に向けた準備に尽力していただいているなか、昨年度にも増して厳しい内容の改定となりますが、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

期末手当の支給月数の引き下げについて  
(市大承継教職員・市大区分教職員等)

1. 改定内容

(1) 市大承継教職員・市大区分教職員の期末手当の支給月数の改定

- ・期末手当の年間支給月数を0.15月(再雇用職員は0.1月)分引き下げます。
- ・令和3年度は12月期の期末手当を引き下げ、令和4年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように引き下げます。

年度	区分	6月期		12月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和3年度	教職員	1.275月	1.275月	1.275月	1.125月
	再雇用職員	0.725月	0.725月	0.725月	0.625月
令和4年度以降	教職員	1.275月	1.200月	1.275月	1.200月
	再雇用職員	0.725月	0.675月	0.725月	0.675月

年度の初日の前日において、63歳以上の年齢に達している教員(医学研究科に勤務する教員を除く。)については、表に定める割合に0.2を乗じて得られる値(100分の0.5未満の端数は切り捨て、100分の0.5を超える端数は切り上げる。)を減じて得られる月数となります。

再雇用職員(経過措置適用者)の給料月額引き下げについて

- ・経過措置が適用されている再雇用職員については、経過措置が適用されていない常勤の再雇用職員の年間給与額と均衡するように、期末手当相当額を含めて給料月額が定められていることから、経過措置が適用されていない常勤の再雇用職員の期末手当の支給月数の引き下げによる改定後の年間給与額と均衡するよう給料月額を引き下げます。
- ・令和3年度は令和3年12月から令和4年3月の4か月間で、令和4年度以降は年間で、改定後の年間給与額と均衡するように給料月額を引き下げます。

年度		職階	給料月額	
			改正前	改正後
令和3年度	令和3年11月まで	課長代理級	407,000円	407,000円
		係長級	369,800円	369,800円
		主任級	336,200円	336,200円
		係員	309,500円	309,500円
	令和3年12月以降	課長代理級	407,000円	<u>397,700円</u>
		係長級	369,800円	<u>361,400円</u>
		主任級	336,200円	<u>329,000円</u>

		係員	309,500 円	302,900 円
令和 4 年度以降		課長代理級	407,000 円	403,900 円
		係長級	369,800 円	367,000 円
		主任級	336,200 円	333,800 円
		係員	309,500 円	307,300 円

( 2 ) 職務限定職員の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の年間支給月数を 0.15 月（再雇用職務限定職員は 0.1 月）分引き下げます。
- ・ 令和 3 年度は 12 月期の期末手当を引き下げ、令和 4 年度以降は 6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように引き下げます。

年度	区分	6 月期		12 月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和 3 年度	再雇用 職務限定職員以外	1.275 月	1.275 月	1.275 月	1.125 月
	再雇用 職務限定職員	0.725 月	0.725 月	0.725 月	0.625 月
令和 4 年度 以降	再雇用 職務限定職員以外	1.275 月	1.200 月	1.275 月	1.200 月
	再雇用 職務限定職員	0.725 月	0.675 月	0.725 月	0.675 月

( 3 ) ( 旧 ) 特定職員の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の年間支給月数を 0.15 月（再雇用特定職員は 0.1 月）分引き下げます。
- ・ 令和 3 年度は 12 月期の期末手当を引き下げ、令和 4 年度以降は 6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように引き下げます。

年度	区分	6 月期		12 月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和 3 年度	再雇用 特定職員以外	1.275 月	1.275 月	1.275 月	1.125 月
	再雇用 特定職員	0.725 月	0.725 月	0.725 月	0.625 月
令和 4 年度 以降	再雇用 特定職員以外	1.275 月	1.200 月	1.275 月	1.200 月
	再雇用 特定職員	0.725 月	0.675 月	0.725 月	0.675 月

( 4 ) 特定有期雇用教職員の期末手当の支給月数の改定

- ・期末手当の年間支給月数を 0.15 月（再雇用無期転換特定有期雇用教職員は 0.1 月）分引き下げます。
- ・令和 3 年度は 12 月期の期末手当を引き下げ、令和 4 年度以降は 6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように引き下げます。

年度	区分	6 月期		12 月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和 3 年度	再雇用無期転換 特定有期雇用 教職員以外	1.275 月	1.275 月	1.275 月	1.125 月
	再雇用無期転換 特定有期雇用 教職員	0.725 月	0.725 月	0.725 月	0.625 月
令和 4 年度 以降	再雇用無期転換 特定有期雇用 教職員以外	1.275 月	1.200 月	1.275 月	1.200 月
	再雇用無期転換 特定有期雇用 教職員	0.725 月	0.675 月	0.725 月	0.675 月

( 5 ) 短時間勤務教職員の期末手当の支給月数の改定

- ・期末手当の年間支給月数を 0.15 月（再雇用無期転換短時間勤務教職員は 0.1 月）分引き下げます。
- ・令和 3 年度は 12 月期の期末手当を引き下げ、令和 4 年度以降は 6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように引き下げます。

年度	区分	6 月期		12 月期	
		改正前	改正後	改正前	改正後
令和 3 年度	再雇用無期転換 短時間勤務教職員 以外	1.275 月	1.275 月	1.275 月	1.125 月
	再雇用無期転換 短時間勤務教職員	0.725 月	0.725 月	0.725 月	0.625 月
令和 4 年度 以降	再雇用無期転換 短時間勤務教職員 以外	1.275 月	1.200 月	1.275 月	1.200 月
	再雇用無期転換 短時間勤務教職員	0.725 月	0.675 月	0.725 月	0.675 月

## 2. 実施時期

令和3年度の引き下げは、令和3年12月1日

令和4年度以降の引き下げは、令和4年4月1日

## 3. 上記改正に係る規程

### 【一部改正規程】

- ・ 公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・ (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・ 公立大学法人大阪職務限定職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・ (旧) 大阪市立大学特定職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・ 大阪市立大学特定有期雇用教職員給与規程の一部を改正する規程
- ・ 大阪市立大学特定有期雇用教職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程
- ・ 大阪市立大学短時間勤務教職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

### 【改正後全文】

- ・ 公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程
- ・ (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程
- ・ 公立大学法人大阪職務限定職員の期末手当に関する規程
- ・ (旧) 大阪市立大学特定職員の期末手当に関する規程
- ・ 大阪市立大学特定有期雇用教職員給与規程
- ・ 大阪市立大学特定有期雇用教職員の期末手当に関する規程
- ・ 大阪市立大学短時間勤務教職員の期末手当に関する規程

### 問い合わせ先

- ・ 事務局総務部人事課 人事担当

電話 06-6645-3415

- ・ 事務局総務部人事課（杉本キャンパス）人事担当（制度）

電話 06-6605-3670